



2026年3月6日

各 位

会 社 名 ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 佐 藤 恒 治  
(コード番号 7203 東証プライム・名証プレミア)  
問 い 合 せ 先 資 本 関 連 事 業 部 長 森 山 由 英  
( T E L . 0 5 6 5 - 2 8 - 2 1 2 1 )

### 自己株式の公開買付けの条件等変更及び自己株式取得に係る事項の変更等に関するお知らせ

当社は、2025年6月3日付の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面（電磁的記録を含みます。以下同じです。）決議により、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本自己株公開買付け」といいます。）を行う予定であることを決議しておりました。

また、2026年1月14日開催の取締役会において、本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円）に変更すること及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を4,341,277,243,820円（上限）と変更することを決議いたしました。

その後、トヨタアセット準備株式会社（以下「トヨタアセット準備」といいます。）が2026年3月2日付で公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201、以下「豊田自動織機」といいます。）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」（以下「豊田自動織機3月2日付公表文」といいます。）に記載のとおり、トヨタ不動産株式会社（以下「トヨタ不動産」といいます。）が設立したトヨタアセット株式会社がその発行済株式を全て所有するトヨタアセット準備による豊田自動織機の株券等に対する公開買付け（以下「豊田自動織機公開買付け」といいます。）開始後における豊田自動織機の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、豊田自動織機の株主の皆様へ豊田自動織機公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、豊田自動織機公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、金融機関から必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、2026年2月28日に公開買付け価格を18,800円から20,600円へ最終かつ最善の価格として引き上げる意向を固め、多数の機関投資家との協議の過程において、トヨタ不動産とElliott Advisors (UK) Limited（以下「エリオット」といいます。）との間で一定の前提条件が充足された場合には、エリオット及びその関係者が所有することとなる豊田自動織機株式を豊田自動織機公開買付けに応募する旨の応募契約を2026年3月1日付で締結したことに伴い、公開買付け期間を2026年3月16日まで延長する旨を公表しておりました。詳細につきましては、豊田自動織機3月2日付公表文

をご参照ください。

今般当社は、トヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付けの公開買付価格の変更の前提条件となっていた金融機関からの融資証明書が取得できることとなり、エリオットとの間で締結されている応募契約の前提条件も充足されることとなったため、予定どおりに公開買付価格を20,600円に引き上げること及び公開買付期間を2026年3月23日まで延長する旨の連絡を受けました。詳細につきましては、豊田自動織機が本日付で公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

これに伴い、2026年1月14日付「自己株式の公開買付けの条件等変更及び自己株式取得に係る事項の変更等に関するお知らせ」の内容を、下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

## 記

### I. 自己株式の公開買付けの予定

#### 1. 買付け等の目的

(変更前)

<前略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,691円を上回る場合には2,691円）から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円）に変更すること、及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を4,341,277,243,820円（上限）と変更すること等を決議いたしました。

<中略>

本自己株公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。なお、当社が2025年11月5日に公表した「2026年3月期第2四半期（中間期）決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「2026年3月期第2四半期決算短信」といいます。）に記載された2025年9月30日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び現金同等物。以下、手元流動性の計算において同じとします。）は8,112,922百万円（手元流動性比率は2.0ヶ月）（注4）であり、本自己株公開買付けの買付け等に要する資金（4,341,295百万円）に充当した後も、手元流動性は3,771,627百万円（手元流動性比率は0.9ヶ月）（注5）になると見込まれ、当社の手元流動性は十分に確保できることから、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

（注4）2026年3月期第2四半期決算短信に記載された2025年9月30日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、2026年3月期第2四半期決算短信から計算される月商（2026年3月期

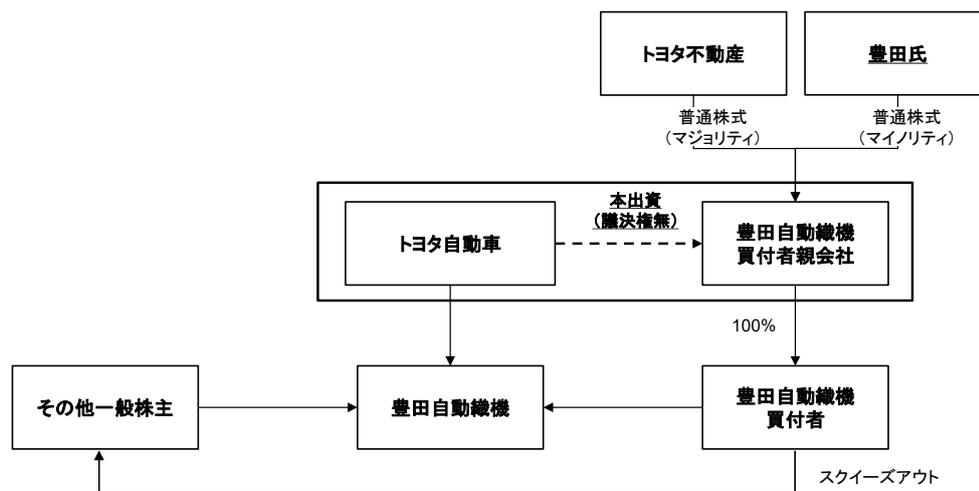
第2四半期累計連結営業収益を6ヶ月で除した数をいいます。以下同じです。)により除した値(小数点以下第二位を四捨五入。)です。

(注5) 2026年3月期第2四半期決算短信に記載された2025年9月30日現在における当社の連結ベースの手元流動性から本自己株公開買付けにおいて買付け等に要する資金を減じた値を、2026年3月期第2四半期決算短信から計算される月商により除した値(小数点以下第二位を四捨五入。)です。

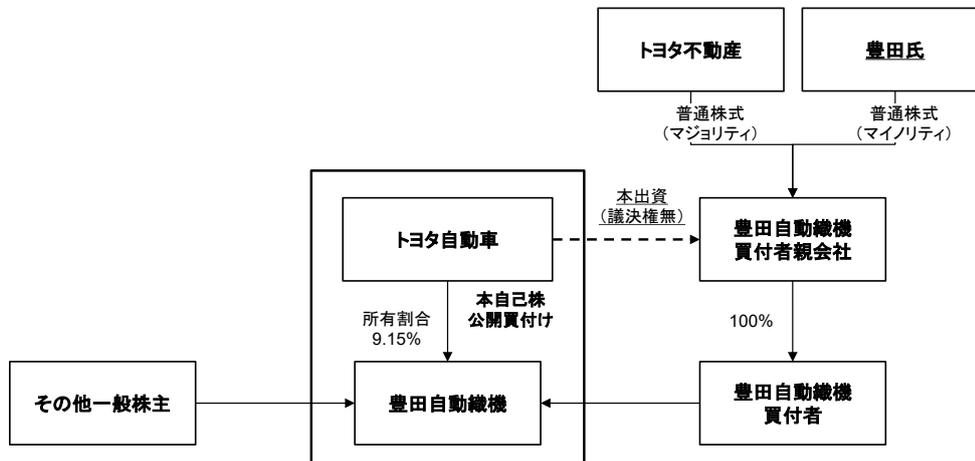
<中略>

ご参考までに、各当社関与取引の概念図を以下に示しております。

取引① (2026年2月中旬(予定))

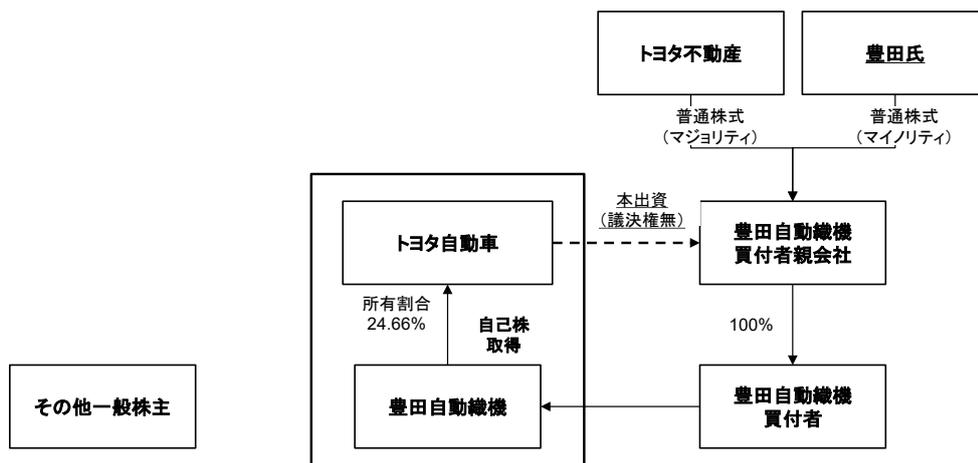


取引② (2026年2月中旬(予定))



(注) 米国内におけるまたは米国内への頒布を禁止します。

取引③（未定）



<後略>

(変更後)

<前略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年1月14日開催の取締役会において、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,691円を上回る場合には2,691円）から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円）に変更すること、及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を4,341,277,243,820円（上限）と変更すること等を決議いたしました。

その後、当社は、トヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付け開始後における豊田自動織機の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、豊田自動織機の株主の皆様へ豊田自動織機公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、豊田自動織機公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、金融機関から必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、2026年2月28日に公開買付価格を18,800円から20,600円へ最終かつ最善の価格として引き上げる意向を固め、多数の機関投資家との協議の過程において、トヨタ不動産とエリオットとの間で一定の前提条件が充足された場合には、エリオット及びその関係者が所有することとなる豊田自動織機株式を豊田自動織機公開買付けに応募する旨の応募契約を2026年3月1日付で締結したことに伴い、公開買付期間を2026年3月16日まで延長する旨の連絡を受けました。

また、今般当社は、トヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付けの公開買付価格の変更の前提条件となっていた金融機関からの融資証明書が取得できることとなり、エリオットとの間で締結されてい

る応募契約の前提条件も充足されることとなったため、予定どおりに公開買付価格を20,600円に引き上げること及び公開買付期間を2026年3月23日まで延長する旨の連絡を受けました。

さらに、豊田自動織機自己株式取得の取得価格は、後述のとおり、当社にみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、仮に当社が豊田自動織機公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と豊田自動織機自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同等となる金額に設定されていることから、当社は、トヨタ不動産より、上記豊田自動織機公開買付けの公開買付価格の変更に伴い、豊田自動織機自己株式取得の1株当たり取得価格が15,491円から16,972円に変更されることとなった旨の連絡を受けました。

当社は、2025年6月3日の取締役会決議に代わる書面決議において、本自己株公開買付けに関する取締役会決議前に、本諮問委員会に対して、2025年6月3日付答申書により当社の取締役会に対して行った答申内容に変更がないか否かを確認するよう諮問すること、及びかかる答申内容を踏まえ、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて本自己株公開買付けに関する取締役会決議を行うことを併せて決定しておりました。上記のとおり、豊田自動織機公開買付けの公開買付価格の変更に伴い、豊田自動織機自己株式取得の取得価格が変更されることから、上記を踏まえ、豊田自動織機自己株式取得の取得価格の変更に係る意思決定に際して、本諮問委員会から、2025年6月3日付答申書及び本諮問委員会が2026年1月14日付で当社取締役会に提出した答申書（以下2025年6月3日付答申書と併せて「本件答申書」と総称します。）の意見に変更はない旨の追加答申書を2026年3月4日付で取得しております。なお、当該追加答申の概要は以下のとおりです。

i. 諮問事項①（当社関与取引の目的の合理性）について

当社関与取引を含む本取引の目的について、2026年1月14日時点から変更された点は認められないから、本件答申書の内容に変更はない。

ii. 諮問事項②（当社関与取引における取引条件の妥当性）について

(i)本出資の引受条件について2026年1月14日時点から変更された点は認められないから、本件答申書の内容に変更はない。

但し、本諮問委員会は、念のため、プルートス及びKPMGに対し、金融機関からの借入金額の増額により本優先株式の株式価値算定結果に影響が生じるかを確認したところ、特段の影響は生じないとのことであり、本優先株式の払込金額はプルートス及びKPMGが算定した株式価値算定結果のレンジの範囲内であり、優先配当率はプルートス及びKPMGが算定した本優先株式に係る資本コストのレンジの範囲内であることに変わりはないとのことであった。この意味でも本出資の条件の妥当性は担保されているといえる。

(ii)本自己株公開買付けの条件について2026年1月14日時点から変更された点は認められないから、本件答申書の内容に変更はない。

(iii)以下の理由より、20,600円という豊田自動織機公開買付けの公開買付価格には妥当性が認められ、これに応じて変更された豊田自動織機自己株式取得の条件にも妥当性が認められる。

ア 豊田自動織機公開買付けの公開買付価格が18,800円から20,600円に引き上げられ、これに応じて豊田自動織機自己株式取得の1株当たり取得価格は15,491円から16,972円に変更される。これは、豊田自動織機の市場株価の推移等を踏まえ、トヨタ不動産と大株主（Elliott Advisors (UK) Limited）との間で独立当事者間の交渉が重ねられ、公開買付価格を20,600円とすることで合意に至

ったことに伴うものである。

イ 一般に、利益相反構造がある状況下での価格交渉は、一方当事者の一般株主の利益の犠牲の下、他方当事者に不当に有利になる可能性が典型的に認められるため、公正性担保措置等によって独立当事者間の交渉にできるだけ近づけて交渉するのであるが、今回、トヨタ不動産は、大株主 (Elliott Advisors (UK) Limited) との間で独立当事者間の交渉を通じて20,600円という価格を合意したものである。

このような交渉プロセスの構造上、当社の犠牲の下にトヨタ不動産又は豊田氏が不当に利益を得る余地はなく、かかる交渉を経て合意された20,600円という価格は、その交渉プロセスからして合理性・妥当性が認められる。

ウ また、本諮問委員会は、2026年1月14日付答申書において、豊田自動織機公開買付けの公開買付価格が18,800円であることを前提に、①豊田自動織機公開買付けにおいて講じられた公正性担保措置、②豊田自動織機公開買付けの公開買付価格の交渉プロセス、③株式価値算定結果とプレミアム水準など様々な観点から検討を行い、18,800円という公開買付価格は公正な価格と評価できるとした。20,600円という公開買付価格は、上記①から③の観点からみても公正な価格と評価できる。

エ 以上より、20,600円という豊田自動織機公開買付けの公開買付価格には妥当性が認められ、これに応じて変更された豊田自動織機自己株式取得の条件にも妥当性が認められる。

### iii. 諮問事項③（当社関与取引の手続の公正性）について

当社関与取引における手続について、2026年1月14日時点から変更された点は認められないから、本件答申書の内容に変更はない。

### iv. 諮問事項④（当社関与取引実施の是非）について

上記検討のとおり、当社関与取引の実施は当社の企業価値向上に資するものであり、当社関与取引の目的は合理的であると認められ、また取引条件の妥当性及び手続の公正性についても認められるから、本件答申書の内容に変更はない。

当該追加答申書を踏まえ、当社において変更後の豊田自動織機自己株式取得の取得価格（16,972円）は、上記豊田自動織機公開買付けの公開買付価格の変更に応じた金額となっており、条件の妥当性が認められると判断したことから、当社は、2026年3月6日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、豊田自動織機自己株式取得の1株当たり取得価格を15,491円から16,972円に変更することを決議いたしました。

<中略>

本自己株公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。なお、当社が2026年2月6日に公表した「2026年3月期第3四半期決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「2026年3月期第3四半期決算短信」といいます。）に記載された2025年12月31日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び現金同等物。以下、手元流動性の計算において同じとします。）は7,918,907百万円（手元流動性比率は1.9ヶ月）（注4）であり、本自己株公開買付けの買付け等に要する資金（4,341,295百万円）に充当した後も、手元流動性は3,577,612百万円（手元流動性比率は0.8ヶ月）（注5）になると見込まれ、当社の手元流動性は十分に確保できることから、当社の財務

健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

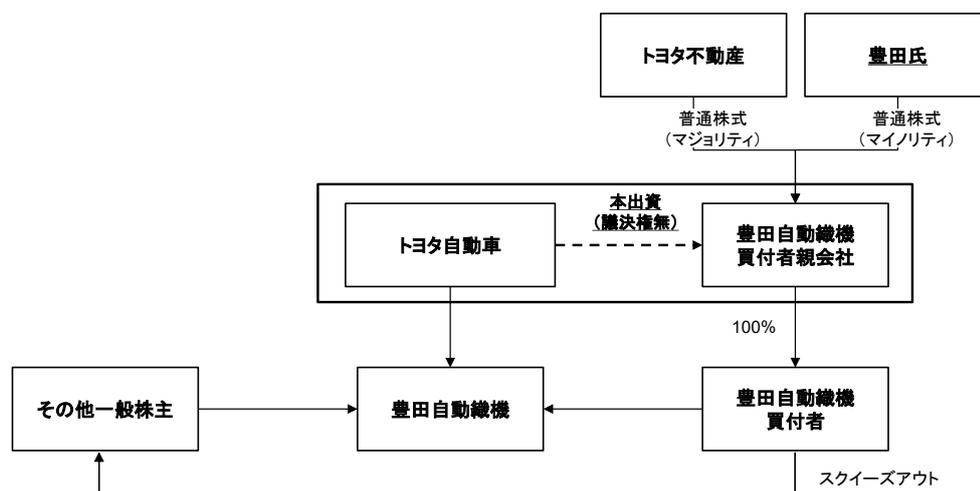
(注4) 2026年3月期第3四半期決算短信に記載された2025年12月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、2026年3月期第3四半期決算短信から計算される月商(2026年3月期第3四半期累計連結営業収益を9ヶ月で除した数をいいます。以下同じです。)により除した値(小数点以下第二位を四捨五入。)です。

(注5) 2026年3月期第3四半期決算短信に記載された2025年12月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性から本自己株公開買付けにおいて買付け等に要する資金を減じた値を、2026年3月期第3四半期決算短信から計算される月商により除した値(小数点以下第二位を四捨五入。)です。

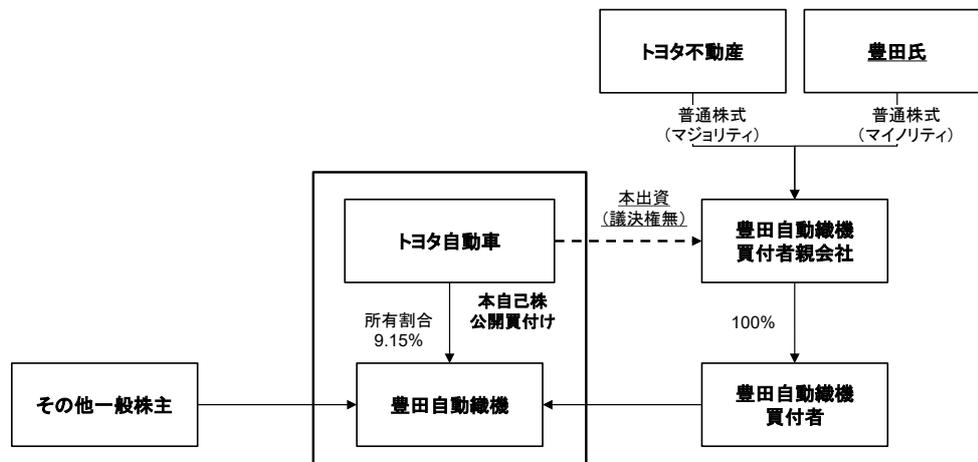
<中略>

ご参考までに、各当社関与取引の概念図を以下に示しております。

取引① (2026年3月下旬(予定))

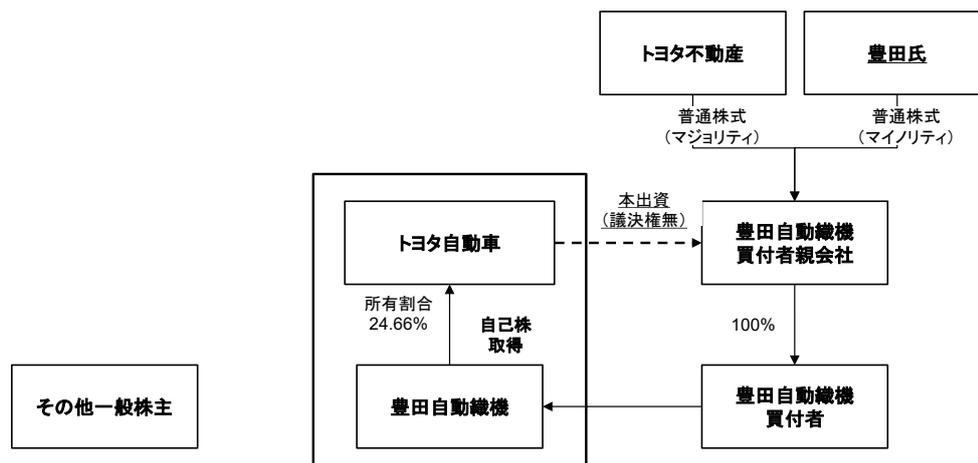


取引② (2026年3月下旬(予定))



(注) 米国内におけるまたは米国内への頒布を禁止します。

取引③（未定）



<後略>

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

(変更前)

本自己株公開買付けは、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了した場合には、当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として、その後実務上可能な限り速やかに実施する予定であり、本日現在、当社は、2026年2月中旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。

<後略>

(変更後)

本自己株公開買付けは、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了した場合には、当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として、その後実務上可能な限り速やかに実施する予定であり、本日現在、当社は、2026年3月下旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。

<後略>

(2) 買付け等の価格

(変更前)

未定

(注) 上記「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、当社は、本日開催の取締役会において、本自己株公開買付け価格を、1株につき、本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過

去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%をディスカウントした金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が3,641円を上回る場合には3,641円）とすることを決定しており、正式には、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて決議する予定です。正式な本自己株公開買付け価格については、決定し次第、速やかに開示いたします。

（変更後）

未定

（注）上記「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、当社は、2026年1月14日開催の取締役会において、本自己株公開買付け価格を、1株につき、本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%をディスカウントした金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が3,641円を上回る場合には3,641円）とすることを決定しており、正式には、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて決議する予定です。正式な本自己株公開買付け価格については、決定し次第、速やかに開示いたします。

（3）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

（変更前）

<前略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、本自己株公開買付け価格を、本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,691円を上回る場合には2,691円）から、本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円）に変更すること、及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を4,341,277,243,820円（上限）と変更すること等を決議いたしました。

（変更後）

<前略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年1月14日開催の取締役会において、本自己株公

開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,691円を上回る場合には2,691円）から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円）に変更すること、及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を4,341,277,243,820円（上限）と変更すること等を決議いたしました。

② 算定の経緯  
(変更前)

<前略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,691円を上回る場合には2,691円）から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円）に変更すること、及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を4,341,277,243,820円（上限）と変更すること等を決議いたしました。

(変更後)

<前略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年1月14日開催の取締役会において、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場

における当社普通株式の終値2,691円を上回る場合には2,691円)から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円)に変更すること、及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を4,341,277,243,820円(上限)と変更すること等を決議いたしました。

(7) その他

② 本基本契約の締結

(変更前)

当社は、2025年6月3日付で、トヨタ不動産との間で、(i)当社所有豊田自動織機株券等の全てについて豊田自動織機公開買付けに応募しないこと、(ii)当社が豊田自動織機公開買付けの成立を条件として本出資を行うこと、(iii)当社が当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として本自己株公開買付けを実施すること、(iv)豊田自動織機スクイーズアウト手続の完了後に豊田自動織機自己株式取得に応じて当社所有豊田自動織機株券等の全てを売却すること等を含む本基本契約を締結しております。本基本契約においては、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者設立後、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者も本基本契約の当事者となることが合意されており、その後、2025年6月20日付で、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者が本基本契約の当事者となっております。

また、当社は、2026年1月14日付で、トヨタ不動産、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者との間で、本出資における出資条件の変更及び本自己株公開買付けの条件変更等に伴う本基本契約に関する覚書を締結しております。

(変更後)

当社は、2025年6月3日付で、トヨタ不動産との間で、(i)当社所有豊田自動織機株券等の全てについて豊田自動織機公開買付けに応募しないこと、(ii)当社が豊田自動織機公開買付けの成立を条件として本出資を行うこと、(iii)当社が当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として本自己株公開買付けを実施すること、(iv)豊田自動織機スクイーズアウト手続の完了後に豊田自動織機自己株式取得に応じて当社所有豊田自動織機株券等の全てを売却すること等を含む本基本契約を締結しております。本基本契約においては、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者設立後、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者も本基本契約の当事者となることが合意されており、その後、2025年6月20日付で、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者が本基本契約の当事者となっております。

また、当社は、2026年1月14日付で、トヨタ不動産、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者との間で、本出資における出資条件の変更及び本自己株公開買付けの条件変更等に伴う本基本契約に関する覚書を締結しております。

また、当社は、2026年3月6日付で、トヨタ不動産、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者との間で、豊田自動織機自己株式取得の条件変更等に伴う本基本契約に関する覚書を締結しております。

## II. 自己株式の取得及び消却に係る事項

### 2. 取得に係る事項の内容

(変更前)

<前略>

(4) 株式の取得価額の総額 : 4,341,277,243,820 円 (上限)

(5) 取得期間 : 本自己株公開買付けは、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了した場合には、当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として、その後実務上可能な限り速やかに実施する予定であり、本日現在、当社は、2026年2月中旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。当社は、本自己株公開買付け期間を原則として 20 営業日とする予定です。

<後略>

(変更後)

<前略>

(4) 株式の取得価額の総額 : 4,341,277,243,820 円 (上限)

(5) 取得期間 : 本自己株公開買付けは、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了した場合には、当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として、その後実務上可能な限り速やかに実施する予定であり、本日現在、当社は、2026年3月下旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。当社は、本自己株公開買付け期間を原則として 20 営業日とする予定です。

<後略>

以 上